



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

593	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	1
594	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	8
595	〃	(〃).....	9
596	指定障害児通所支援事業者の指定	(〃).....	9
597	〃	(〃).....	9
598	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	9
599	〃	(〃).....	10
600	〃	(〃).....	10
601	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	10
602	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(〃).....	11
603	亀池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	11
604	九度山町安田島土地改良区の役員の就任	(〃).....	12
605	保安林予定森林	(森林整備課).....	12
606	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	13
607	基本測量の終了	(技術調査課).....	13
608	公共測量の実施	(〃).....	13
609	公共測量の終了	(〃).....	13
610	道路の位置の指定	(都市政策課).....	14
611	〃	(〃).....	14
612	〃	(〃).....	14

○ 人事委員会告示

10	令和5年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	14
----	--	-------	----

○ 内水面漁場管理委員会指示

1	コイヘルペスウイルスに関する委員会指示	18
2	潜水器漁法の禁止に関する委員会指示	19

告 示

和歌山県告示第593号

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム等電算処理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等入力処理	1回当たり	9,900円
(イ) 予定申告書等作成処理	1回当たり	22,100円
(ウ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	63円
(エ) 確定申告書等入力処理	1回当たり	39,600円
(オ) 確定申告書等作成処理	1回当たり	82,600円
(カ) 申告書入力特別処理	1回当たり	27,300円
(キ) 更正・決定処理	1回当たり	71,800円
(ク) 是認入力処理	1回当たり	108,500円
(ケ) 月例統計処理	1回当たり	151,000円
(コ) 交付税調作成処理	1回当たり	297,000円
(サ) 課税状況調作成処理	1回当たり	297,000円
(シ) 法人登録に関する処理	1回当たり	57,000円
(ス) 未処理法人調査に関する処理	1回当たり	74,200円
(セ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	71,800円
(ソ) オンライン処理	1回当たり	7,289円
(タ) 予算積算資料作成処理	1回当たり	79,200円
(チ) 年報ファイル作成処理	1回当たり	29,700円
(ツ) 大口法人・減免法人調査処理	1回当たり	44,500円
(テ) 増減理由調査処理	1回当たり	26,700円
(ト) 未登録法人調査処理	1回当たり	19,800円
(ナ) 国税突合処理	1回当たり	39,600円
(ニ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヌ) 外形標準課税等別表入力処理	1回当たり	47,100円
(ネ) 外形標準課税等別表作成処理	1回当たり	32,200円
(ノ) 電子申告データ反映処理	1回当たり	99,000円
(ハ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	49,500円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円

(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	9,900円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ウ) 調定データ取込処理(原始)	1回当たり	19,800円
(エ) 調定データ取込処理(承継)	1回当たり	19,800円
(オ) 調定データ入力処理	1回当たり	86,700円
(カ) 月例処理	1回当たり	139,000円
(キ) 課税チェックリスト作成処理	1回当たり	15,700円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(コ) 総務省報告処理	1回当たり	47,467円
(サ) 年次統計処理	1回当たり	44,500円
(シ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,100円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1回当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	1回当たり	4,900円
(ウ) 定例調定処理(前期)	1回当たり	630,300円
(エ) 定例調定処理(後期)	1回当たり	389,500円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(カ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(キ) 国税連携処理	1回当たり	4,900円
(ク) 申告データ台帳作成処理	1回当たり	10,000円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	27,300円
(イ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円

(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	5,000円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	5,000円
(オ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	19,800円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(ク) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	42,100円
(イ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(ウ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	27,300円
(カ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(キ) OCR処理	1回当たり	27,300円
(ク) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1回当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1回当たり	622円
(エ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉱区税)	1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1回当たり	12,400円
(エ) 狩猟者情報パンチ処理(狩猟税)	1件当たり	60円
(オ) 電子申告取込処理(県たばこ税)	1回当たり	10,000円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(キ) オンライン処理	1回当たり	622円
(ク) 課税状況調パンチ処理	1件当たり	640円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
(コ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
(サ) RPA作成実行機能運用	1本当たり	908,000円
(シ) RPA実行機能運用	1本当たり	248,000円
(ス) RPAシナリオ作成処理	1人日当たり	50,000円
コ 収納管理		
(ア) 消込処理	1回当たり	29,215円
(イ) 還付充当処理	1回当たり	149,760円
(ウ) 月次集計処理	1回当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1回当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	1回当たり	44,200円
(カ) 決算統計処理	1回当たり	535,700円

(キ) 収納実績処理	1回当たり	112,100円
(ク) オンライン処理	1回当たり	3,546円
(ケ) マスタ切り処理	1回当たり	300,000円
(コ) 住所コード更新処理	1回当たり	32,200円
(サ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(シ) 納付情報登録処理	1回当たり	4,763円
(ス) 仮消込反映処理	1回当たり	830円
(セ) 本消込反映処理	1回当たり	489円
(ソ) 滞納者マスタ作成処理	1回当たり	2,014円
(タ) 延滞金月次調定処理	1回当たり	80,100円
(チ) 滞納繰越調定処理	1回当たり	81,000円
(ツ) 特別法人事業税等月次集計処理	1回当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1回当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知書対象リスト作成処理	1回当たり	62,000円
(ウ) 延滞金通知書作成処理	1回当たり	17,200円
(エ) 収入状況一覧表作成処理	1回当たり	42,900円
(オ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(カ) 不納欠損処理	1回当たり	74,200円
(キ) 滞納整理進行管理状況処理	1回当たり	121,100円
(ク) 本税時効到来分リスト作成	1回当たり	35,600円
(ケ) 延滞金時効到来分リスト作成	1回当たり	88,200円
(コ) 未納データベース作成処理	1回当たり	96,923円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1回当たり	9,138円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	1回当たり	19,800円
(ス) マスタ切り処理	1回当たり	29,700円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1回当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1回当たり	4,889円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1回当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1回当たり	2,444円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,444円
(ク) 法人データ突合処理	1回当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1回当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1回当たり	19,800円
ス メール		
(ア) 各種帳票集配送	1回当たり	190,000円
セ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	50,000円
ソ 機器管理		
(ア) サーバ機等運用	1台当たり	79,950円

(イ) 端末機等運用	1台当たり	8,130円
(ウ) モバイル端末機等運用	1台当たり	6,460円
(エ) プリンタ等運用	1台当たり	11,250円
(オ) ネットワーク機器運用	1台当たり	5,620円
(カ) サーバ機等保守	1台当たり	31,170円
(キ) 端末機等保守	1台当たり	4,090円
(ク) モバイル端末機等保守	1台当たり	1,060円
(ケ) プリンタ等保守	1台当たり	2,050円
(コ) ネットワーク機器保守	1台当たり	1,850円
(サ) 回線運用 (INS回線含む)	1回線当たり	36,000円
(シ) 回線運用	1回線当たり	37,700円
(ス) 付属機器運用	1個当たり	14,250円
(セ) 情報セキュリティ対策	1台当たり	279,960円
(ソ) 休日等ホスト稼働	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1回当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1回当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1回当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1回当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連処理1	1回当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連処理2	1回当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成処理	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正処理1	1回当たり	58,500円
(キ) 分配情報修正処理2	1回当たり	25,950円
(ク) カナ情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与処理1	1回当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与処理2	1回当たり	34,600円
(サ) 車種名付与処理1	1回当たり	33,200円
(シ) 車種名付与処理2	1回当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成処理	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成処理 (個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与処理1	1回当たり	32,370円
(タ) 追加情報付与処理2	1回当たり	14,450円
(チ) 税率・郵便番号等付与処理1	1回当たり	26,430円
(ツ) 税率・郵便番号等付与処理2	1回当たり	11,580円
(テ) 課税マスタ異動処理1	1回当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動処理2	1回当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成処理	1件当たり	21円

(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リスト用データ作成処理	1回当たり	38,160円
(ノ) 納税者番号付与処理1	1回当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与処理2	1回当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1	1回当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2	1回当たり	38,900円
(ヘ) 自動車税環境性能割月例処理1	1回当たり	47,900円
(ホ) 自動車税環境性能割月例処理2	1回当たり	20,900円
(マ) OSSデータ反映処理	1回当たり	10,000円
(ミ) 軽OSSデータ反映処理	1回当たり	10,000円
(ム) 納税者番号不一致リスト作成処理	1回当たり	5,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	1回当たり	67,500円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者データ作成処理	1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成処理	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	13.8円
(キ) 納税通知書等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1回当たり	5,538円
(タ) 公示サインによるコメントレコード作成処理1	1回当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード作成処理2	1回当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成処理(現年及び滞納)	1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞納)	1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1回当たり	133,650円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成処理	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成処理	1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成処理	1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1回当たり	21,300円

(サ) 振替口座データ一括変換処理	1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成処理	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リスト用データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 未納データ抽出処理	1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成処理	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成処理	1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分データ変換処理	1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	1回当たり	117,000円
(サ) 電子納税確認連携処理	1回当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リスト用データ作成処理	1回当たり	119,700円
(エ) 各種ブルーリスト作成処理	1回当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成処理	1件当たり	1.8円
(カ) 身体障害者減免データベース作成処理	1回当たり	12,700円
(キ) 身体障害者減免未納者一覧表作成処理	1回当たり	118,400円
(ク) 自動車税滞納者マスタ作成処理	1回当たり	13,800円
(ケ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(コ) オンライン処理	1回当たり	44,430円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	128,700円
(シ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車税環境性能割関係		
(ア) 自動車税環境性能割データコンバート処理	1回当たり	14,800円
(イ) 自動車税環境性能割オンライン処理	1回当たり	622円
(ウ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	54,400円
キ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	50,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第594号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051800153	サポートセンターくらす	岩出市岡田543-2	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909番地	令和5.4.1

和歌山県告示第595号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051800237	サポートセンターらいいん	岩出市岡田543-2	放課後等デイサービス	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町七山東909番地	令和5.4.1

和歌山県告示第596号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051800278	放課後等デイサービスククナ	岩出市岡田234-7	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社結絆	岩出市岡田234-7	令和5.5.1

和歌山県告示第597号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051800286	児童発達支援Angel Heart放課後等デイサービスFlippers	岩出市山田1-1	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定非営利活動法人Happy Santa Claus	岩出市桜台136-50	令和5.5.1

和歌山県告示第598号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸本周平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3021000736	グループホーム それいゆ	橋本市神野々10 14-5	共同生活援助	特定なし	それいゆ合同 会社	岩出市桜台621 番地	令和 5.5.1

和歌山県告示第599号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3011701087	レイモンドマー ケット	紀の川市東国分 475	就労継続支援 A型	特定なし	社会福祉法人 樟櫨会	紀の川市古和田 240	令和 5.5.1

和歌山県告示第600号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3012410597	ハピラブ訪問介 護	西牟婁郡白浜町 市鹿野1104番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	一般社団法人 み・ゆーじ	大阪府東大阪市 弥生町2番53号 グランデュール 弥生103号	令和 5.5.1

和歌山県告示第601号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリパワー吉備店
和歌山県有田郡有田川町大字熊井475番地
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) コメリホームセンター吉備店

(変更後) コメリパワー吉備店

4 変更年月日

令和5年3月19日

5 変更した理由

店舗名称の変更のため

6 届出年月日

令和5年4月12日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)

有田川町産業振興部商工観光課(有田郡有田川町大字中井原136番2)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年5月12日から同年9月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第602号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート橋本彩の台

和歌山県橋本市あやの台一丁目50番3外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和4年和歌山県告示第1416号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)

橋本市経済推進部産業振興課(橋本市東家一丁目1番1号)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年5月12日から同年6月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、亀池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和5年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	谷口秀雄	和歌山市本渡880番地
理事	尾鼻次夫	海南市小野田488番地
理事	吉田忠司	海南市且来255番地
理事	宮本弘之	海南市岡田876番地
理事	松村重明	海南市多田478番地
理事	木野和慶	和歌山市薬勝寺112番地
理事	前田澄和	和歌山市本渡473番地4
理事	北野茂成	和歌山市内原1356番地
監事	小池修	海南市阪井1835番地
監事	辻敏和	和歌山市内原1280番地
監事	池下博章	和歌山市冬野1521番地

2 就任した役員（令和5年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	谷口秀雄	和歌山市本渡880番地
理事	尾鼻次夫	海南市小野田488番地
理事	吉田忠司	海南市且来255番地
理事	宮本弘之	海南市岡田876番地
理事	松村重明	海南市多田478番地
理事	木野和慶	和歌山市薬勝寺112番地
理事	前田澄和	和歌山市本渡473番地4
理事	北野茂成	和歌山市内原1356番地
理事	柏原真弓	海南市小野田1521番地
監事	池下博章	和歌山市冬野1521番地
監事	田伏崇博	海南市阪井1940番地
監事	面畑瑠璃子	和歌山市本渡465番地

和歌山県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、九度山町安田島土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員（令和5年4月1日就任）

職名	氏名	住所
監事	山本一郎	伊都郡九度山町大字九度山904番地の2

和歌山県告示第605号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市面川字市山1344の7、1344の8
- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第606号

令和5年和歌山県告示第458号（以下「告示第458号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

栗原一代

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第458号のとおり

和歌山県告示第607号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第608号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 公共測量（用地測量）

2 作業期間 令和5年4月20日から同年7月28日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市栗栖及び出島

和歌山県告示第609号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきデジタル庁参事官から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（3D都市モデル）
- 2 作業期間 令和4年6月2日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

和歌山県告示第610号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3599	海南市小野田字上佃100番1の一部、100番7の一部、103番9の一部	海南市小野田103番地 柳本恭子	令和 5. 4. 21	4. 74 } 6. 00	64. 10

和歌山県告示第611号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3619	紀の川市花野字坂東61番1の一部、61番6の一部	紀の川市下鞆1947番地 株式会社榎本林業 代表取締役 榎本大志郎	令和 5. 4. 21	6. 00	84. 79

和歌山県告示第612号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年5月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3606	岩出市中黒字坂ノ上148番2の一部、149番2の一部、151番の一部、152番の一部、153番1の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林裕介	令和 5. 4. 24	6. 00	74. 15
				6. 00	23. 18
				6. 40	27. 32

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）並びに同法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与

の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第1号及び第3号の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和5年5月12日

和歌山県人事委員会事務局長 長尾 尚佳

令和5年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容等

＜育休任期付職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山	4人程度	本庁等における事務
	紀北	1人程度	紀北県税事務所における事務
	紀中	2人程度	有田振興局健康福祉部又は日高振興局建設部における事務
農業	和歌山	2人程度	本庁における食の安全・安心に係る普及啓発に関する業務等又は花きの振興に関する業務等

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間一般事務	西牟婁A	1人程度	紀南県税事務所における事務
	西牟婁B	1人程度	紀南県税事務所における事務

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和5年7月2日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	令和5年7月20日（木）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和5年7月31日（月）又は同年8月1日（火）のいずれか指定する1日	和歌山市	令和5年8月10日（木）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 (出題分野) 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において基礎能力試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和5年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員（資格免許職を含む。）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和5年6月1日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和5年5月22日（月）午前10時から同年6月9日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和5年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀北・紀中） 農業（和歌山）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期

試験区分等	任期
短時間一般事務（西牟婁A）	おおむね1年7か月 なお、育児部分休業に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。
短時間一般事務（西牟婁B）	おおむね1年7か月 なお、修学部分休業に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

※ 育児部分休業とは、育児に伴う地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業をいい、修学部分休業とは、地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間一般事務（西牟婁A）	午後3時45分から午後5時45分までの週10時間	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間一般事務（西牟婁B）	月曜日及び火曜日の午前9時から午後5時45分までの週15時間30分	日曜日、水曜日から土曜日まで、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料等の月額は、おおむね以下のとおり（令和5年4月1日現在において高等学校卒業程度の学歴を有する者の場合の額）である。ただし、民間企業等の職歴、高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分等	給料等の月額（地域手当を含む。）	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山・紀北・紀中） 農業（和歌山）	166,845円（和歌山市又は橋本市が勤務地である場合） 161,283円（和歌山市及び橋本市を除く勤務地である場合）	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（西牟婁A）	41,621円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（西牟婁B）	64,513円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6（3）の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

令和5年5月12日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（（1）イにおいて「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2 指示する期間

令和5年6月2日から令和6年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和5年5月12日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2 指示する期間

令和5年6月5日から令和6年6月4日まで